

第8期 神崎町
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～5年度)

令和3年 3月

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象	3
第2章 町の高齢者等の現状	4
第1節 人口・高齢化率の推移と推計.....	4
第2節 保健医療の状況.....	8
第3節 介護サービスの利用状況	9
第3章 計画の基本理念	12
第1節 計画の基本理念.....	12
第2節 計画の基本目標.....	13
第3節 本計画で重点的に取り組む事項.....	14
第4章 介護保険対象サービスの充実	15
第1節 地域支援事業.....	15
第2節 介護給付・介護予防給付サービス.....	26
第3節 地域密着型サービス	42
第5章 介護サービス利用者・保険料の推計	44
第1節 介護サービス利用者の推計	44
第2節 第8期保険費用の推計	46
第6章 日常生活支援・地域福祉の充実	49
第1節 日常生活への支援	49
第2節 地域福祉活動の推進	52

第7章	安心できる保健・医療体制の充実	53
第1節	保健サービスの充実	53
第2節	医療体制の充実	55
第8章	高齢者が住みよいまちづくり	56
第1節	高齢者の就業と生きがいづくりの支援	56
第2節	高齢者に住みよい環境づくり	57
第3節	高齢者の安全対策の推進	58
第9章	計画の推進体制	59
第1節	情報提供・相談体制の充実	59
第2節	持続可能な計画の推進と進行管理	60

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設されて以来、介護サービスの充実が図られてきました。一方、わが国の高齢化率は増加の一途をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、令和7年には高齢者数3,677万人（高齢化率30.0%）に達すると見込まれています。

神崎町においても、令和2年10月1日現在の高齢化率は35.7%で、将来人口推計では令和7年には約4割に達することが見込まれており、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このように高齢社会が進む中、市町村の介護保険事業計画は、第6期（平成27年度～29年度）計画以降、「地域包括ケア計画」として位置付けられ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。

本町においても、平成30年から3年間の「第7期神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり」を目指して高齢者事業を展開してきました。

この間国では、支援の「支え手」「受け手」という従来の関係や制度・分野の枠を超えて、「断らない相談」「社会のつながりを回復する参加」「孤立を防ぎ活躍の機会と役割を生み出す」3つの支援を軸とした包摂的なコミュニティの構築が新たに示されるなど、地域共生社会の実現に向けて、動いているところです。

以上を踏まえ、地域共生社会の考え方をもとに、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを推進するものとして、令和3年から令和5年を計画期間とする「第8期神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、神崎町第5次総合計画の分野別計画として位置付けるとともに、令和2年度に策定された神崎町地域福祉計画等の関連計画との整合性を図ります。

また、老人福祉法第20条の8（「市町村老人福祉計画」）及び、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、両者を一体として策定したものです。保健・医療に関する分野については、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定しています。

【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

【介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条】

市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画として策定します。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度を見据えた、長期的な視点による展望も示します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画（本計画）								
			第9期計画		第10期計画			

第4節 計画の対象

1 被保険者

被保険者の資格要件は介護保険法第9条に基づき次の通りとします。

- ① 神崎町の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）
- ② 神崎町の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）

2 保険給付対象者

「高齢者保健福祉計画」は、行政の多岐の分野にわたる総合的な計画であり、「介護保険事業計画」以外の高齢者全般にかかる施策が中心となります。

「介護保険事業計画」においては、原則として、介護保険法第7条第3項の「要介護者」及び同法第7条第4項の「要支援者」にかかる施策が中心となります。

なお、40歳から64歳までの方については、特定疾患^{※1}によって生じた状態に限られます。

^{※1} 特定疾患：筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の治療方法が確立されていない政令で定めた疾患。

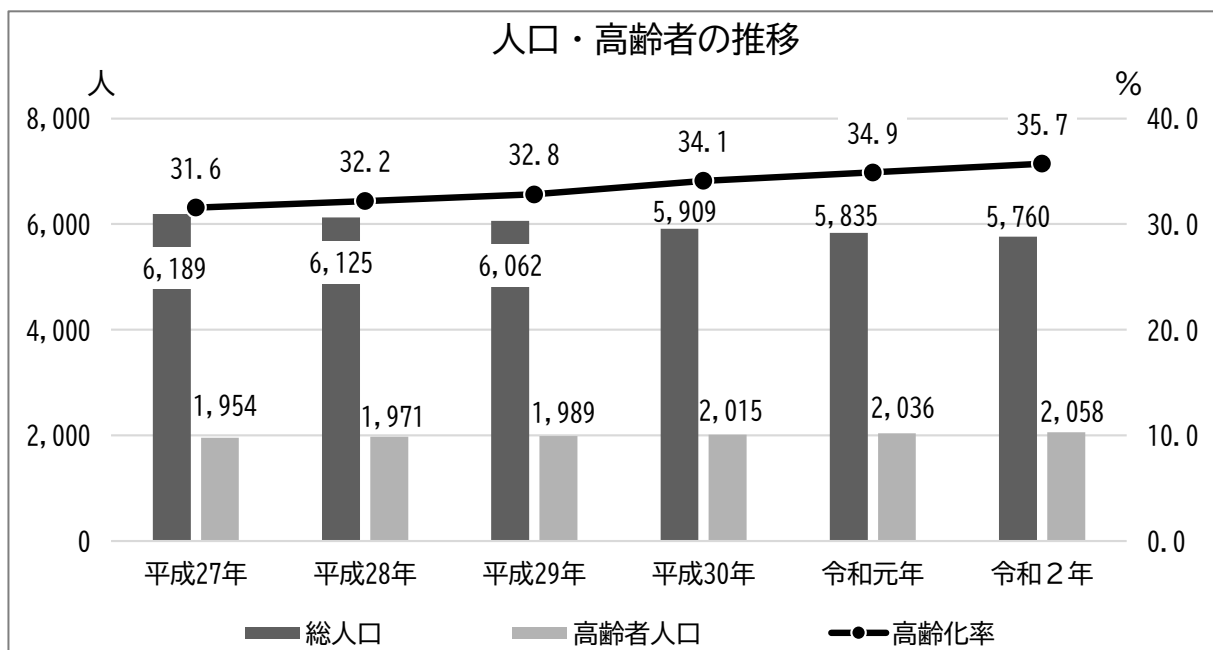
第2章 町の高齢者等の現状

第1節 人口・高齢化率の推移と推計

1 総人口の推移

平成27年から令和2年までの本町の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年では5,760人（地域包括ケア「見える化」システムによる推計値）となっています。

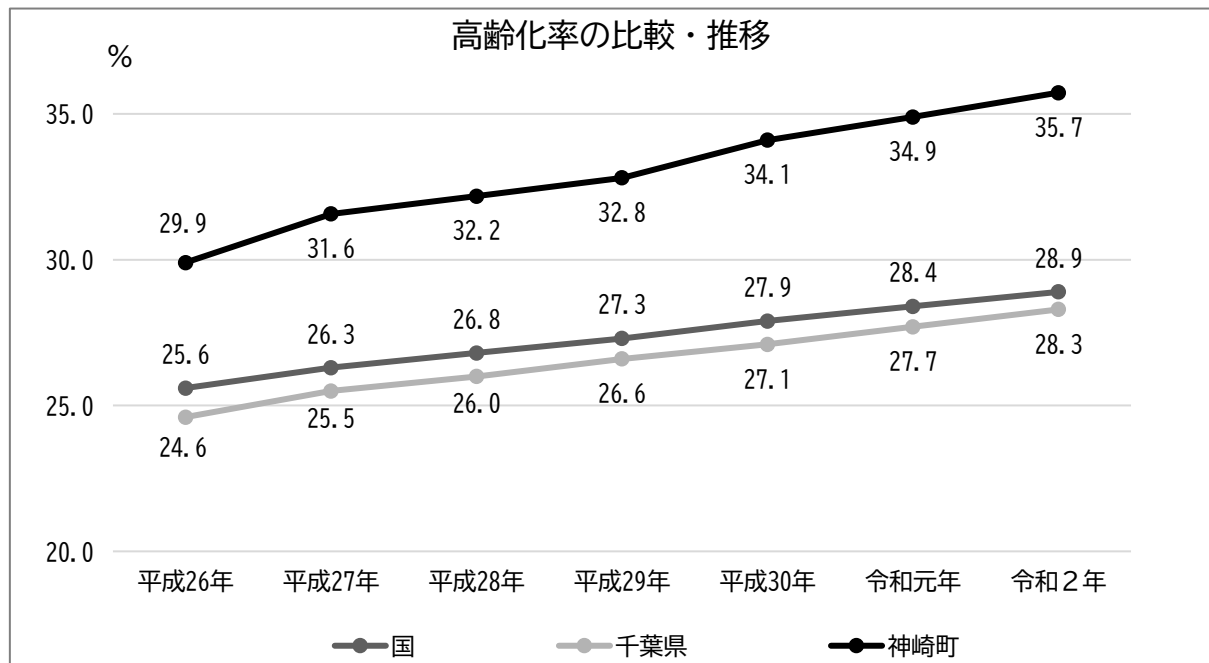
また、65歳以上の高齢者人口をみると、増加し続けており、構成比（高齢化率）の上昇が続いており、平成27年では31.6%だったものが、令和2年では35.7%となっています。



資料：見える化システム（各年10月1日現在）

2 高齢化率の推移

本町の高齢化率は、全国や県の平均を上回って推移しており、令和2年は過去最高の35.7%に達しています。



資料：見える化システム（各年10月1日現在）

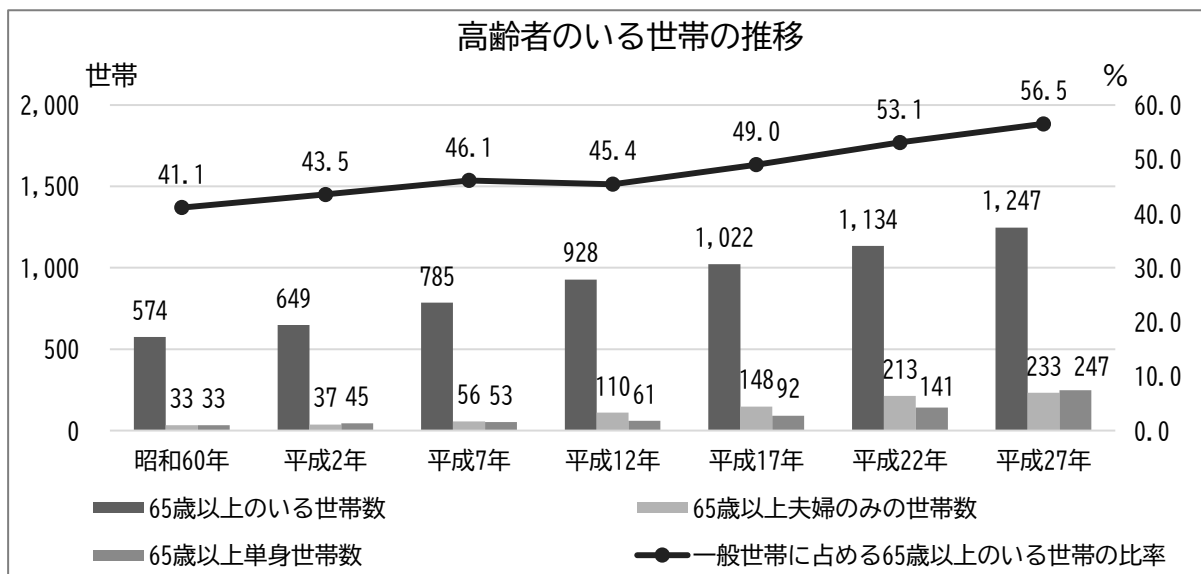
3 高齢者のいる世帯の状況

高齢者単独世帯は、平成27年から令和2年にかけて約1.4倍と伸びを示しており、高齢夫婦世帯も増加の傾向にあります。

高齢者のいる世帯（単位：世帯）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	2,405	2,414	2,433	2,456	2,460	2,482
高齢者単独世帯	312	335	349	396	417	444
総世帯に対する割合	13.0%	13.9%	14.3%	16.1%	17.0%	17.9%
高齢夫婦世帯	312	318	322	280	294	293
総世帯に対する割合	13.0%	13.2%	13.2%	11.4%	12.0%	11.8%

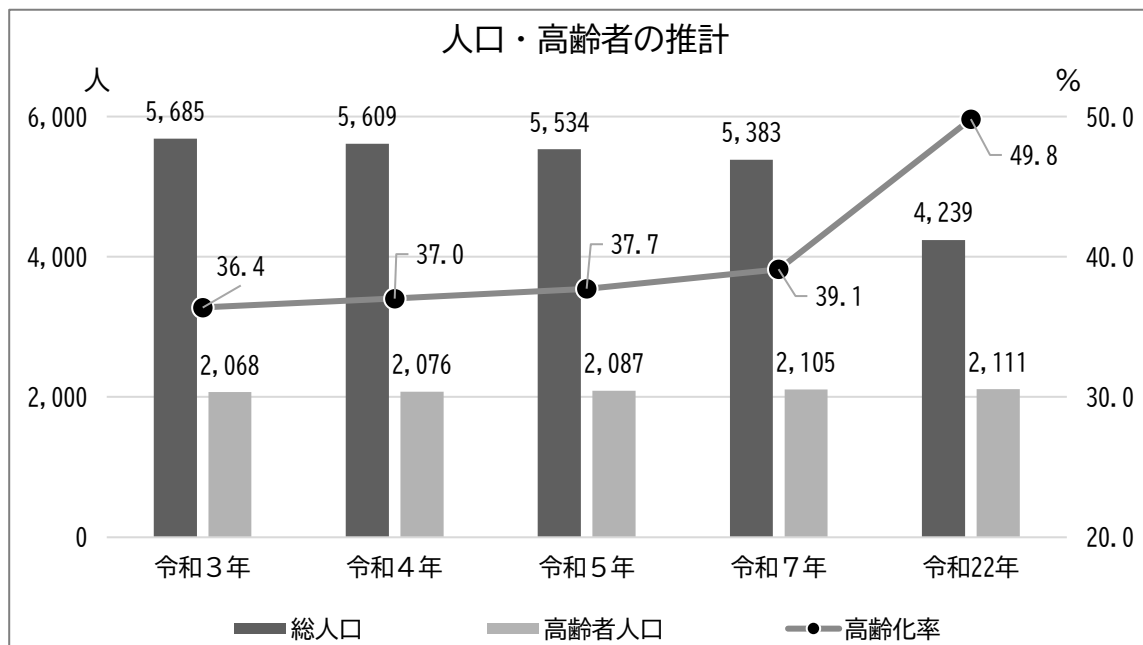
高齢者のいる世帯について国勢調査でみると、昭和60年から平成27年にかけて65歳以上のいる世帯数、65歳以上夫婦のみの世帯数、65歳以上単身世帯数ともに増加傾向にあります。また一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率についても平成22年以降過半数となり、平成27年では56.5%となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4 総人口及び高齢化率の推計

町の総人口及び高齢化率については、令和5年の総人口は5,534人、高齢化率は37.7%と推計されます。また令和7年では総人口は5,383人、高齢化率は39.1%と推計されています。



第2節 保健医療の状況

1 主な死因の推移

本町における死因についてみると、毎年悪性新生物が最も多くなっています。平成30年では悪性新生物が17人で最も多くなっています。

次いで心疾患が13人、肺炎が12人、その他の呼吸器系の疾患が9人となっています。

主な死因の推移（単位：人）

順位	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	死因	総数	死因	総数	死因	総数	死因	総数
1	悪性新生物	22	悪性新生物	24	悪性新生物	17	悪性新生物	17
2	心疾患	13	心疾患	16	心疾患	12	心疾患	13
3	老衰	10	脳血管疾患	9	脳血管疾患	11	肺炎	12
4	肺炎	6	肺炎 老衰	7 7	老衰	9	その他の呼吸器系の疾患	9
5	脳血管疾患	4			その他の呼吸器系の疾患	8	老衰	5

資料：人口動態統計

第3節 介護サービスの利用状況

1 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成27年から令和2年にかけて86人増加しています。また、出現率は3.7ポイント増加し令和2年に19.9%となっています。

要支援・要介護度別の認定者数の推移（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	26	36	38	30	23	18
要支援2	37	46	38	50	51	61
要介護1	75	73	90	108	101	91
要介護2	51	61	61	68	89	84
要介護3	59	45	53	53	56	58
要介護4	38	49	48	49	60	63
要介護5	32	31	31	29	27	29
合計	318	341	359	387	407	404
第1号被保険者	1,958	1,998	2,022	2,029	2,039	2,035
出現率	16.2%	17.1%	17.8%	19.1%	20.0%	19.9%

2 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

介護保険事業状況報告(令和2年10月分)による本町の居宅介護(介護予防)サービスの利用者数は、第1号被保険者が175人、第2号被保険者が5人の総計180人となっています。

居宅介護(介護予防)サービス利用者数(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号 被保険者	2	11	62	54	29	25	5	175
第2号 被保険者	0	0	3	2	0	0	0	5
総数	2	11	65	56	29	25	5	180

3 地域密着型サービス利用者数

介護保険事業状況報告(令和2年10月分)による地域密着型サービスの利用者数は、第1号被保険者が30人、第2号被保険者が3人となっています。

地域密着型サービス利用者数(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号 被保険者	0	0	15	10	3	2	0	30
第2号 被保険者	0	0	2	1	0	0	0	3
総数	0	0	17	11	3	2	0	33

4 施設サービス利用者数

介護保険事業状況報告(令和2年10月分)による施設サービスの利用者数は、介護老人福祉施設が52人、介護老人保健施設が28人の総計80人となっています。

施設サービス利用者数（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
介護老人福祉施設								
第1号被保険者	0	0	2	5	15	22	7	51
第2号被保険者	0	0	0	0	1	0	0	1
介護老人保健施設								
第1号被保険者	0	0	1	4	8	8	6	27
第2号被保険者	0	0	0	0	0	1	0	1
介護療養型医療施設								
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	0	0	3	9	24	31	13	80

第3章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念

本町では、神崎町第4次総合計画（平成23年度～令和2年度）の中で、「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。神崎町第5次総合計画（令和3年度～令和12年度）についても、第4次計画から引き続き施策の推進を図るために、策定を行っています。

また、神崎町地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）の中で、「みんなで作る生涯安心のまち・こうざき」を将来像に掲げ、地域づくりを進めてきました。

本計画においては、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるよう、

生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり

を基本理念として、介護サービスや日常生活支援にかかる各種サービスの充実とともに、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉のまちづくり、快適で安全な自然と共生する生活環境づくりを推進し、安全・安心・快適な住環境のまちづくりを目指します。

第2節 計画の基本目標

第1節に掲げる基本理念を具体的に実現していくために、以下の4つの基本目標を定め、具体的な施策の展開を図ります。

1 高齢者の自立した生活への支援

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活し続けることができるよう介護サービス、介護予防サービス、認知症ケア及び生活支援の充実を図っていくとともに、行政だけでなく地域社会全体で支え合える地域ケア体制の整備を進め、高齢者の自立した生活を支援します。

2 健康増進と介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとして自立した生活を送り、地域の中で活動を続けていくことができるよう、健康づくりにかかる施策を推進するとともに、高齢者が要介護・要支援になるのを未然に防ぐために、支援が必要な高齢者を的確に把握しながら、介護予防の充実に努めます。

3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を、地域活動等の様々な活動に活かすことで、高齢者自身の生きがいづくりとなるよう、地域の様々な場面で社会参加の機会の拡充を図り、豊かで実りある長寿社会の実現を目指します。

4 安心して暮らせる地域社会づくり

高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が増える中、消費生活におけるトラブルから高齢者を守るための支援、交通安全の確保、移動手段の確保、さらには避難行動要支援者対策等、高齢者が安心して身近な地域で生活できるよう、多面的な支援に取り組みます。

第3節 本計画で重点的に取り組む事項

本計画では、国が第8期計画で提示する重点施策を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現」の視点から、次の5つを重点的な取り組みとして推進します。

1 住み慣れた地域で住み続けられる安心・快適な地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画と整合を図りながら取り組みを推進します。

地域福祉計画においては、「分野横断的な取り組みの推進」「支えあう意識の醸成と人づくり」「地域福祉活動団体等の育成・支援」の3つの基本目標が掲げられています。

これを踏まえ、本計画においても地域における広報・啓発の取り組みを推進するとともに、計画の実行にあたっては庁内・庁外を含めた連携体制を整備します。

2 医療と介護の連携強化

患者の早期の社会復帰を促進するため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを総合的に確保できるよう、町内の医療関係者と介護福祉サービスを提供している事業所との連携を図ります。

3 認知症予防及び支援策の充実

認知症になっても地域で安心して暮らせる地域づくりに向けては、適切なサービスの提供と、地域の理解が重要です。

これを踏まえ、認知レベルに応じた相談体制や、介護サービスの基盤整備等を図るとともに、教育や地域コミュニティの取り組みと連携した認知症に関する正しい理解の啓発に努めます。

4 日常生活を支えるサービスの充実

ひとり暮らし世帯や夫婦世帯の高齢者が身近な地域で充実した生活を送れるよう、各種サービスや見守り、地域支援事業の体制整備等を充実させるとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等に努めます。

5 高齢者の社会参加の促進

高齢者が社会的役割を持ち、生きがいを感じながら生活していくとともに、地域住民との関わりを築くことができるよう、積極的に社会参加を促進します。

第4章 介護保険対象サービスの充実

第1節 地域支援事業

現状と課題

- 本町においては、要支援・要介護認定を受けるおそれのある高齢者を対象とした地域支援事業について、国の区分に基づき、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を実施しています。
- 「介護予防・日常生活支援事業」は「一般介護予防事業」と、「介護予防・生活支援サービス事業」の2つからなります。
- 「一般介護予防事業」は介護予防普及啓発事業として「元気あっぴ教室（転倒予防教室）」、「介護予防相談会」、「ふれあい介護セミナー」などを実施しているほか、地域介護予防活動支援事業として「認知症サポーター養成講座」を実施し、介護予防の普及・啓発と認知症の支援対策に努めています。
- 「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2および総合事業対象者を対象として、訪問型・通所型の介護予防事業や、生活支援サービス事業等を行います。
- 「包括的支援事業」は、地域包括支援センターを中核拠点として「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」について取り組んでいます。
- 特に、「認知症施策の推進」については、令和元年6月に認知症施策関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられたことから、本町においてもこれを踏まえた施策の推進を図ります。
- 以上の施策について、だれもが住み慣れた地域において安心して生活できる「地域共生社会」の実現に向けた視点をもって、地域福祉計画等と整合を図りながら、多様な主体の連携の下、取り組めます。

施策の基本方針

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 一般介護予防事業

- すべての第1号被保険者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護予防に役立つ地域活動を育成・支援し、高齢者自身が積極的にこれらの活動に参加し、地域において自主的な介護予防が行えるよう、支援を行います。また、地域における介護予防の取り組みの充実を図るため、リハビリテーション専門職の活用を推進します。

① 介護予防事業対象者把握事業

- 介護予防事業対象者の把握のため、要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握調査を実施します。

② 介護予防普及啓発事業

- 介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、介護予防に関する講演会や教室を開催するほか、パンフレットの作成・配布を実施します。

②-a) 元気あっぷ教室(転倒予防教室)

- 自宅で閉じこもりがちな65歳以上の一次予防高齢者に対し、身近な施設で転倒予防体操・脳トレ等を実施し、介護予防の普及・啓発を図ります。
- 参加者の固定化・高齢化が課題となっていることから、内容の質の向上によって、参加者の拡大を図ります。

■ 元気あっぷ教室(転倒予防教室)の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
会場数	か所	14	12	14	14	14
延べ参加者	人	138	100	120	130	130
新規参加者	人	-	-	-	3か年 30人	5か年 50人

②-b) 介護予防相談会

- 産業まつり等の機会を利用し、介護予防に関する相談指導を行います。
- 介護予防への関心の薄い方に対しても興味を持っていただき、経年的な参加へとつなげられるよう、管理栄養士や理学療法士の配置による、取り組みの質の向上について検討します。

■ 介護予防相談会の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R 元	R 2	R 5	R 7
延べ参加者	人	138	100	120	120	120

②-c) ふれあい介護セミナー

- 高齢者に関する消費者知識・認知症・介護全般・疾病等のセミナーを行い、介護の基礎知識、対応方法等を広く周知します。
- 今後は、ボランティア活動につながるようなセミナーについて検討します。

■ ふれあい介護セミナーの実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R 元	R 2	R 5	R 7
参加者数	人	68	78	100	100	100

②-d) つるかめ料理教室

- 65歳以上の一般高齢者を対象に、食を通して栄養改善の観点から健康を維持し、介護予防の普及・啓発を図ります。その他、楽しく交流を図りながら仲間づくりをします。
- 年3回開催予定です。

■ つるかめ料理教室の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R 元	R 2	R 5	R 7
延べ参加者	人	40	46	24	45	45

②-e) 運動教室

- ・ 65 歳以上の一般高齢者を対象に、活動性や生活機能の低下による要介護状態の発生を、運動や交流を通じて早期に対処して予防します。
- ・ 年 12 回（3 カ月短期集中）開催予定です。

■ 運動教室の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R 元	R 2	R 5	R 7
延べ参加者	人	279	255	276	270	270

③ 地域介護予防活動支援事業

- ・ 介護予防に関するボランティア等の人材や、地域で活動を行う組織等の育成・支援を行います。

④ 一般介護予防事業評価事業

- ・ 原則として年度ごとに、事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかを評価します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・ 町が行う介護予防事業や地域における自主的な介護予防活動等の場へリハビリテーション専門職を参画させることにより、介護予防事業の拡充を図ります。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 介護予防事業の対象となる 65 歳以上の高齢者を把握し、通所または訪問により、介護予防に効果のある各種事業を実施します。
- ・ 要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のために事業の充実を図るとともに、チェックリストの回収率を上げるよう努めます。
- ・ 要支援認定者に対する訪問介護・通所介護を提供し、状態の維持・改善を図ります。

① 訪問型介護予防事業

- ・ 要支援認定者や、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがあると把握された高齢者を対象に、保健師・その他の専門職が自宅に出向き生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行います。

■ 訪問型介護予防事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R 元	R 2	R 5	R 7
利用者数	人	154	145	140	140	140

② 通所型介護予防事業

- ・ 要支援認定者や、介護予防事業対象者に対して、通所により、介護予防を目的として、運動器の機能向上に効果があると認められる事業を実施し、自立した生活の確立と自己実現を支援します。

③ 生活支援サービス

- ・ 配食サービスや地域住民による見守り活動、その他高齢者が地域で自立して生活を送り続けるために必要な訪問・通所サービスについて検討を行います。
- ・ また、包括的支援事業で行う生活支援サービスの体制整備により、地域資源を活用したサービスの開発に努めます。

④ 介護予防ケアマネジメント事業(総合事業対象者)

- 達成状況の検証を通じ、介護予防・日常生活支援総合事業利用者のサービス利用支援や利用後の評価等を行います。

■ 介護予防ケアマネジメント事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
総合事業対象者への ケアマネジメント	人	415	420	384	450	500

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター事業

- 地域包括支援センターでは、①介護予防ケアマネジメント事業、②包括的・継続的マネジメント事業、③総合相談支援事業、④高齢者虐待の防止・権利擁護事業（成年後見制度を含む）及び早期発見、⑤在宅医療・介護連携の推進、⑥認知症施策の推進、⑦生活支援サービスの体制整備の7つの事業を推進していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業(要支援者)

- 地域包括支援センターにおいて要支援認定者の方の意向を把握し、心身の状態の悪化を防ぎ、現在の状況を維持できるようなケアプランの作成を行い、それに沿って介護予防のサービスを提供していきます。

■ 介護予防ケアマネジメント事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
要支援者への ケアマネジメント	人	182	154	140	140	130

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

- ・ 地域包括支援センターで、要支援・要介護者及びそのおそれのある方が、継続的・包括的なケアを受けることができるよう、地域ケア会議等の会議を行い、関係機関や団体との連携強化を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行います。

■ 介護予防ケアマネジメント事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
介護支援専門員連絡会議 開催回数	回	5	3	6	2	2
介護支援専門員連絡会議 参加数	事業所	82	32	40	40	40
	人	149	49	50	40	40

(4) 総合相談支援・権利擁護事業

- ・ 高齢者や家族への総合相談支援及び権利擁護事業を実施します。また、介護保険外のサービスに関することを含む、高齢者や家族への総合的な相談支援を行います。

■ 総合相談支援・権利擁護事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
総合相談件数	件	1,886	809	1,200	1,800	2,000

(5) 在宅医療・介護連携の推進

- だれもが住み慣れた地域で生活できる地域共生社会の実現に向けて、パンフレット等による在宅医療に関する情報提供・啓発を推進します。
- また、高齢者が在宅において、医療と介護の包括的なケアを受けることができるよう、在宅医療・介護連携についての相談対応及び医療機関と介護保険事業所の連携支援、24時間サービスを提供できる体制の構築の役割を担う、在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の設置を検討します。
- また、本町の地域特性として、二次医療圏を跨いだ医療サービスの利用がみられるため、圏域外の近隣自治体との連携体制を検討します。

■ 在宅医療・介護連携の推進の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
医療介護パンフレット作成見直し	回	1	1	1	1	1
研修会	回	0	0	1	1	2

(6) 認知症施策の推進【拡充】

(6)-① 地域における認知症高齢者の支援体制構築

- 認知症の疑いのある高齢者への早期介入・支援やご家族の相談に応じるため、認知症地域支援推進員を配置します。また、認知症ケアパスの作成、医療機関等の協力のもとに認知症初期集中支援チームの設置を行い、地域における認知症高齢者の支援体制を構築します。

■ 地域における認知症高齢者の支援体制構築の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
認知症推進員数	人	2	2	3	2	2
認知症初期集中支援チーム	チーム数	1	1	1	1	1

(6)－② 地域における見守り体制の拡充

- ・ 認知症高齢者及びその介護者を地域全体で支援するため、介護家族の方の交流会を行います。さらに、認知症サポーターやキャラバンメイトを育成することにより、地域における見守り体制の拡充を図ります。

■ 地域における見守り体制の拡充の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
認知症サポーター 養成講座 開催回数	回	3	3	3	3	3
認知症サポーター 養成講座 延参加者	人	76	42	50	70	70

(6)－③ 認知症カフェの開催

- ・ 認知症カフェの開催により、居場所づくり及び認知症についての地域の正しい理解の促進を図ります。

■ 認知症カフェの開催の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
認知症カフェ 開催回数	回	12	12	5	12	12
認知症カフェ 延参加者	人	484	426	320	400	400

(6)－④ 学校教育等における認知症への理解の推進【新規】

- ・ 学校教育において、高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進するとともに、小・中学校での認知症サポーター養成講座開催を検討します。

(7) 生活支援サービスの体制整備

- 地域支援事業における生活支援サービスの充実を図るため、地域の資源把握・開発、活動主体のネットワーク化等の調整を行う協議体を設置し、本町の高齢者の生活支援サービスに関する課題共有、主体の連携強化、資源開発等について検討を行います。

また、生活支援コーディネーター等の人材育成に取り組みます。

■ 生活支援サービスの体制整備の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
協議体 開催回数	回	3	2	3	3	3
協議体 延参加者	人	31	19	30	30	30

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

- ・ 利用者個人宛に「介護給付費通知書」を通知することで、不適正、不正な介護サービスの把握に努め、介護給付費の適正化を図ります。

■ 介護給付等費用適正化事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
対象者数	人	327	325	330	380	420

(2) 成年後見制度利用支援事業

- ・ 成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力が不十分な成年者の権利を擁護するための司法制度で、不動産や重要な動産の処分、介護契約や施設入所契約等の場合に、各人の判断能力の程度に応じた援助を行う制度です。
- ・ 老人福祉法第 32 条により、65 歳以上の高齢者について、必要があると認める場合に審判請求への支援を行います。
- ・ 成年後見制度の利用促進のためパンフレットの作成・配布、広報「こうざき」等を利用して、普及活動を行います。

(3) 福祉用具・住宅改修支援事業

- ・ 福祉用具や住宅改修の効果的な活用のため、情報提供や相談・助言、書類作成上の支援を行う事業です。住宅改修費の支給の申請にかかる理由書を作成する支援等を行います。

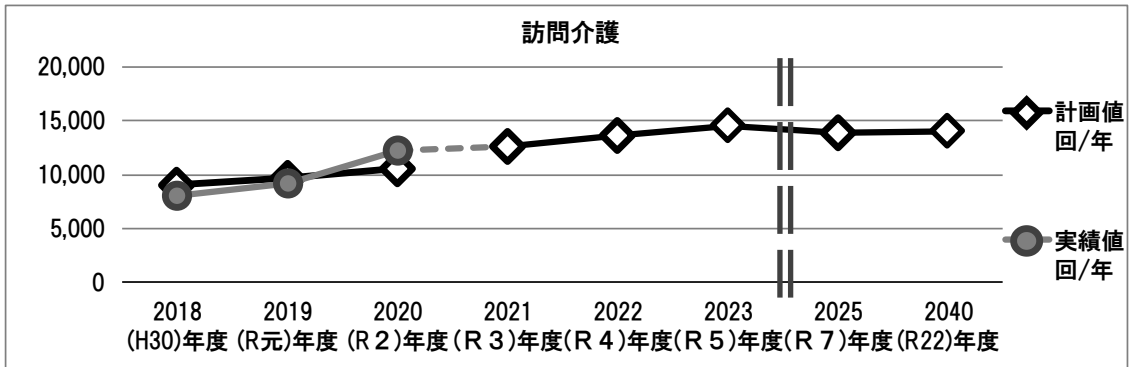
第2節 介護給付・介護予防給付サービス

1 訪問系サービス

(1) 訪問介護

- ・ 居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員が要介護者等の居宅を訪問して入浴や排泄、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。
- ・ 必要なサービスの安定供給を図るとともに、質の向上に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
訪問介護	計画値	回/年	9,024	9,714	10,572	12,624	13,656	14,520	13,824	14,016
	実績値	回/年	8,030	9,194	12,270					
	達成率	%	89.0	94.6	116.1					



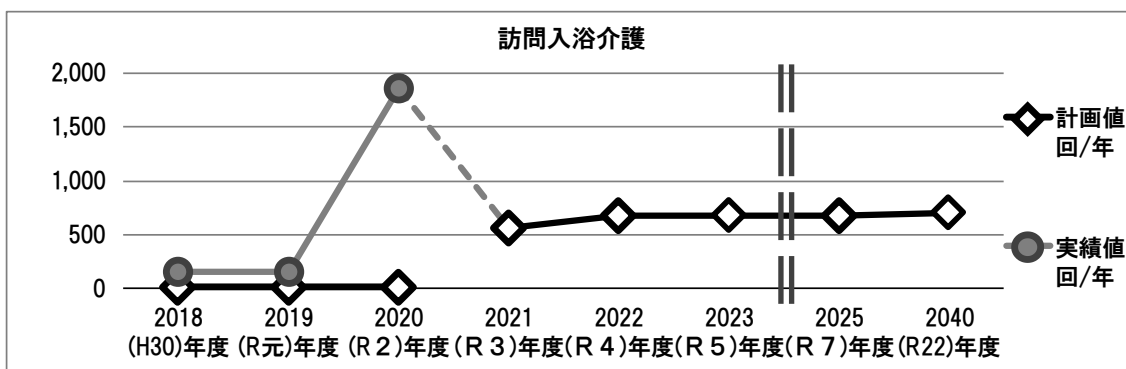
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・ 要介護者等の自宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
- ・ 必要なサービス量の確保を図っていきます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
訪問入浴介護	計画値	回/年	12	12	12	564	672	672	672	708
	実績値	回/年	158	155	1,861					
	達成率	%	1316.7	1291.7	15508.3					
介護予防 訪問入浴介護	計画値	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	回/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					



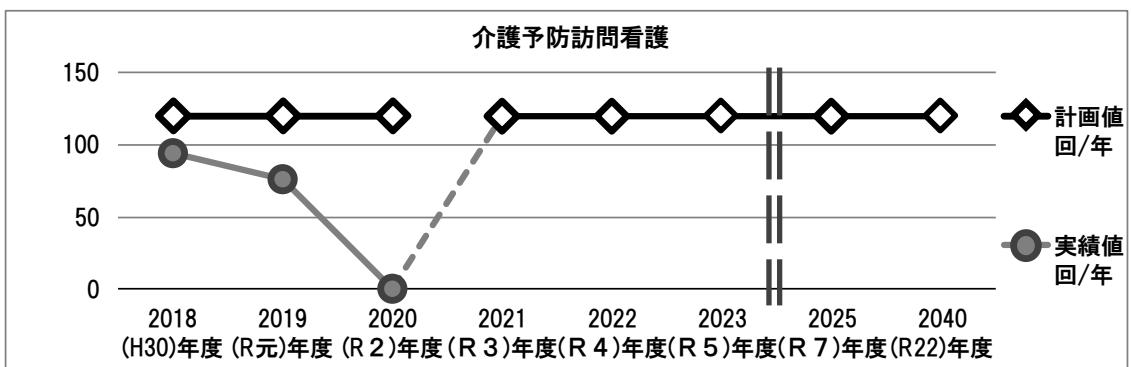
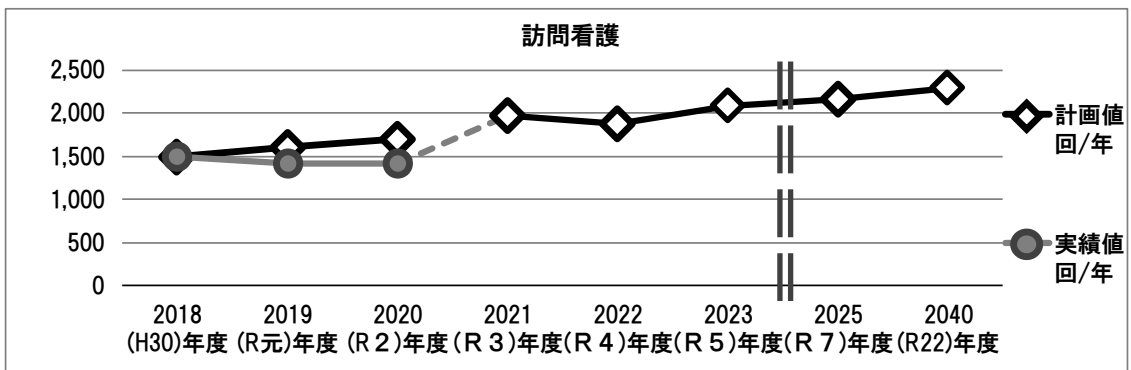
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により要介護者等の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
- ・ 病院や近隣市町の訪問看護ステーションの情報提供を行います。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
訪問看護	計画値	回/年	1,504	1,608	1,705	1,968	1,884	2,088	2,172	2,292
	実績値	回/年	1,497	1,416	1,418					
	達成率	%	99.5	88.1	83.2					
介護予防 訪問看護	計画値	回/年	120	120	120	120	120	120	120	120
	実績値	回/年	94	76	0					
	達成率	%	78.3	63.3	0.0					



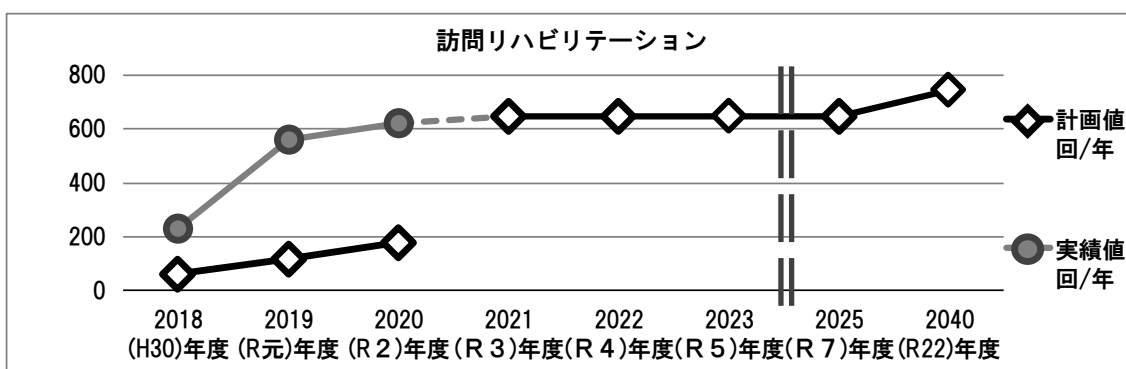
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
- 近隣の医療機関の協力を得ながらサービスの安定供給に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
訪問リハビリ テーション	計画値	回/年	60	120	180	648	648	648	648	744
	実績値	回/年	231	559	622					
	達成率	%	385.0	465.8	345.6					
介護予防 訪問リハビリ テーション	計画値	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	回/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

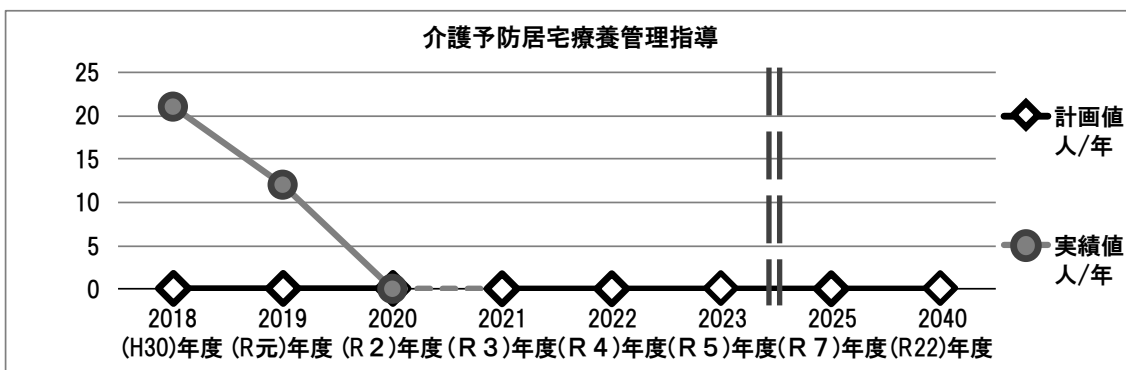
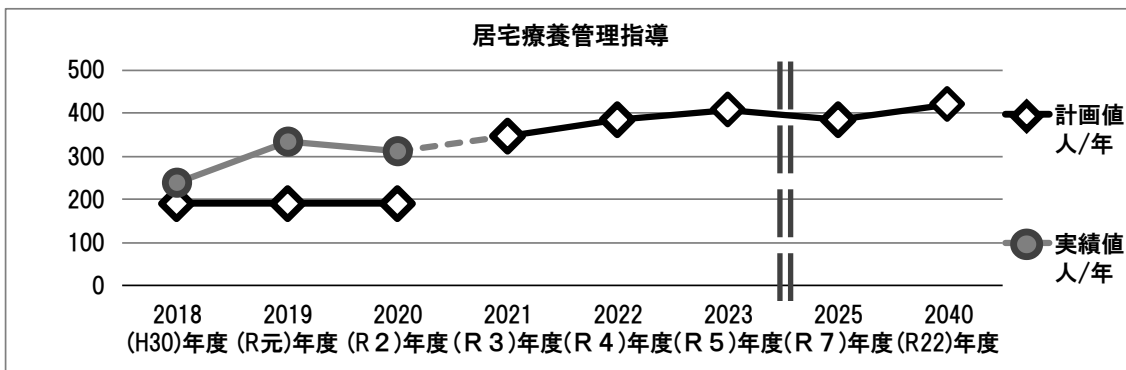


※令和2年度実績は推計値

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師等が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
- ・ 近隣の医療機関の協力を得ながら、必要なサービスの確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
居宅療養管理指導	計画値	人/年	192	192	192	348	384	408	384	420
	実績値	人/年	239	333	312					
	達成率	%	124.5	173.4	162.5					
介護予防居宅療養管理指導	計画値	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	21	12	0					
	達成率	%	-	-	-					



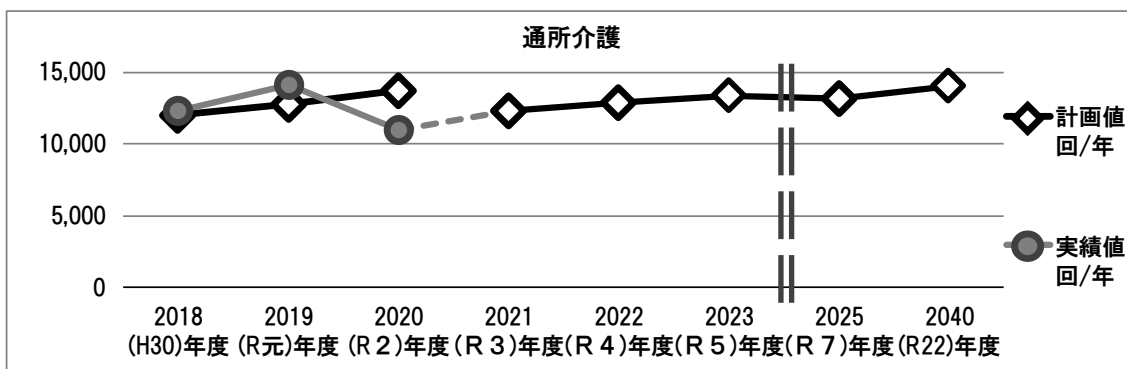
※令和2年度実績は推計値

2 通所系サービス

(1) 通所介護

- ・ 要介護者等がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
- ・ 必要な供給量の確保とサービスの質の向上に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
通所介護	計画値	回/年	12,044	12,840	13,752	12,337	12,882	13,332	13,211	14,022
	実績値	回/年	12,271	14,103	10,955					
	達成率	%	101.9	109.8	79.7					



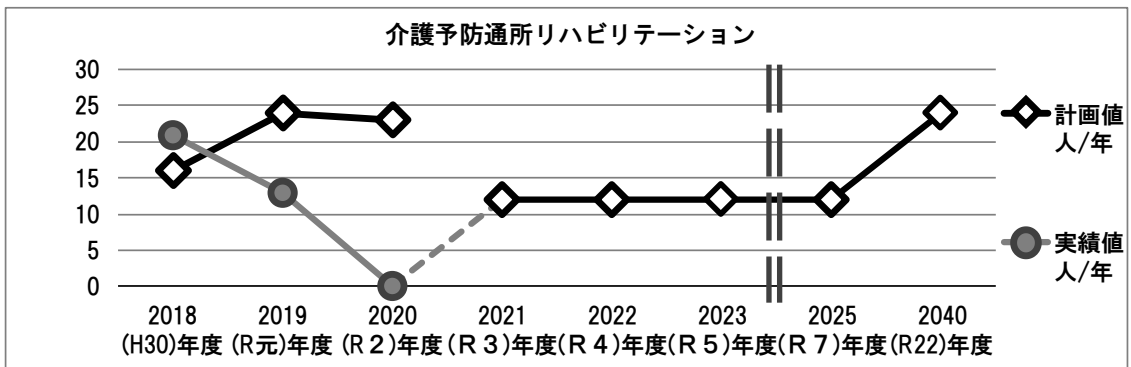
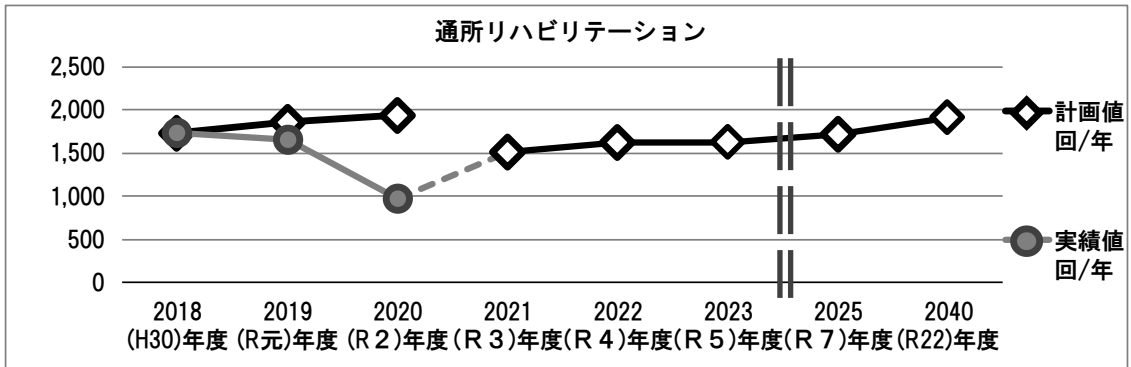
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 要介護者等が介護老人保健施設、病院等に通り、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。
- ・ 介護老人保健施設、医療機関を中心に、必要なサービスの確保を図ります。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
通所リハビリ テーション	計画値	回/年	1,734	1,858	1,949	1,512	1,619	1,619	1,715	1,908
	実績値	回/年	1,741	1,658	978					
	達成率	%	100.4	89.2	50.2					
介護予防 通所リハビリ テーション	計画値	人/年	16	24	23	12	12	12	12	24
	実績値	人/年	21	13	0					
	達成率	%	131.3	54.2	0.0					



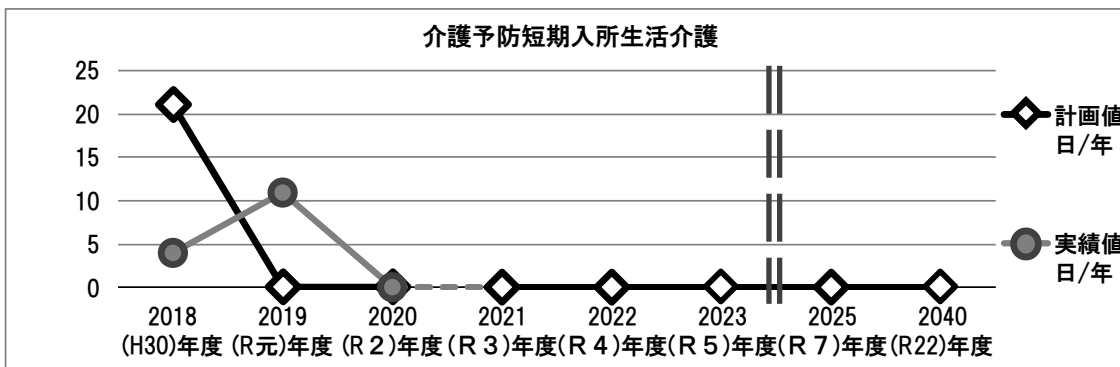
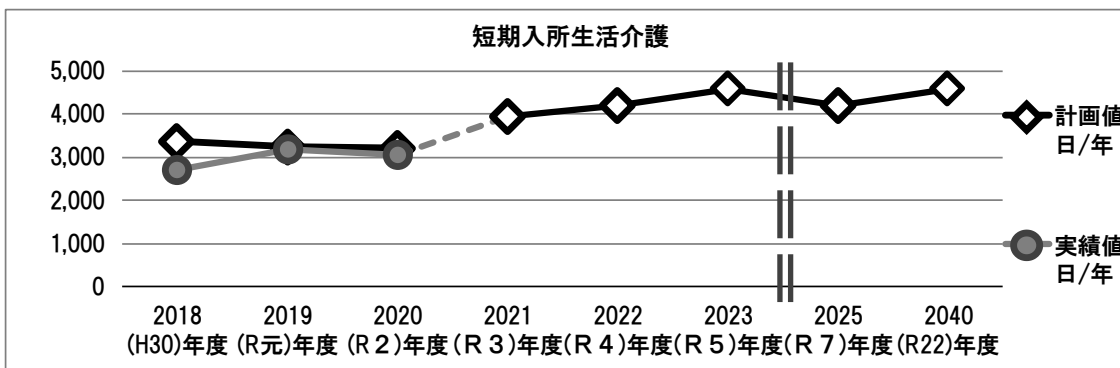
※令和2年度実績は推計値

3 入所系サービス

(1) 短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

- ・ 介護老人福祉施設等に要介護者等が短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
- ・ 近隣市町の利用施設も合わせ、サービスの確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
短期入所生活介護	計画値	日/年	3,390	3,250	3,214	3,943	4,195	4,579	4,195	4,574
	実績値	日/年	2,716	3,172	3,070					
	達成率	%	80.1	97.6	95.5					
介護予防短期入所生活介護	計画値	日/年	21	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	日/年	4	11	0					
	達成率	%	19.0	-	-					



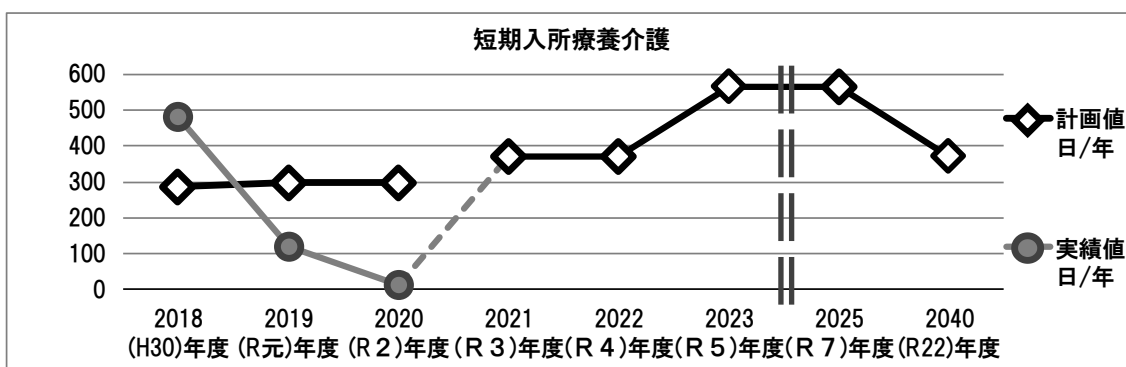
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 短期入所療養介護(ショートステイ)・介護予防短期入所療養介護

- ・ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設に要介護者等が短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。
- ・ 近隣市町の利用施設も合わせ、サービスの確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
短期入所療養介護	計画値	日/年	288	300	300	372	372	564	564	372
	実績値	日/年	480	120	13					
	達成率	%	166.7	40.0	4.3					
介護予防短期入所療養介護	計画値	日/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	日/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

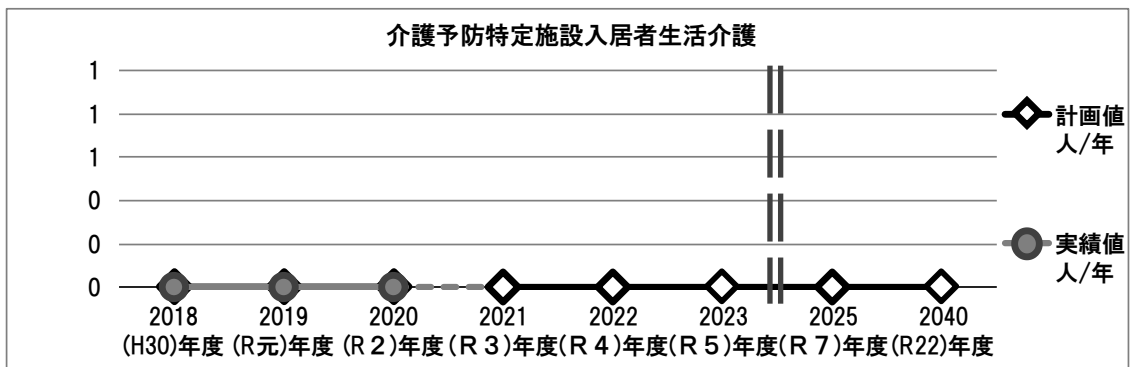
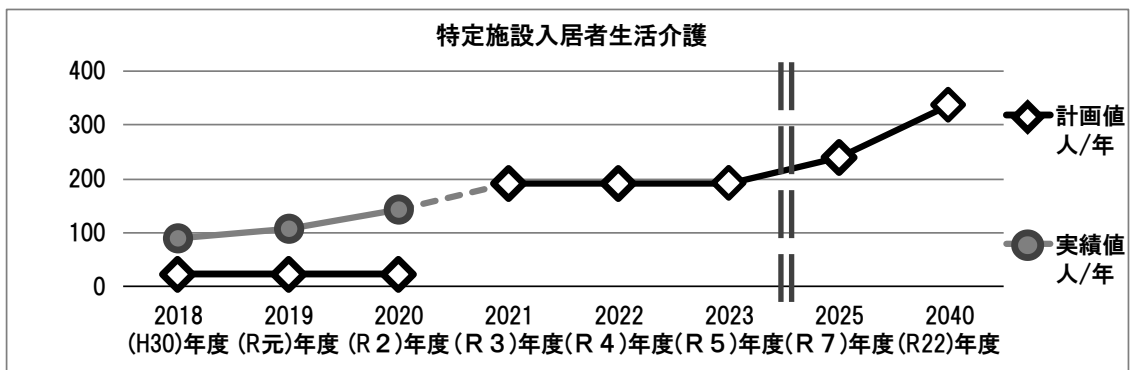


※令和2年度実績は推計値

(3) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。
- 利用者のニーズに合った施設の情報提供を行います。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
特定施設 入居者生活介護	計画値	人/年	24	24	24	192	192	192	240	336
	実績値	人/年	89	107	144					
	達成率	%	370.8	445.8	600.0					
介護予防 特定施設入居者 生活介護	計画値	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					



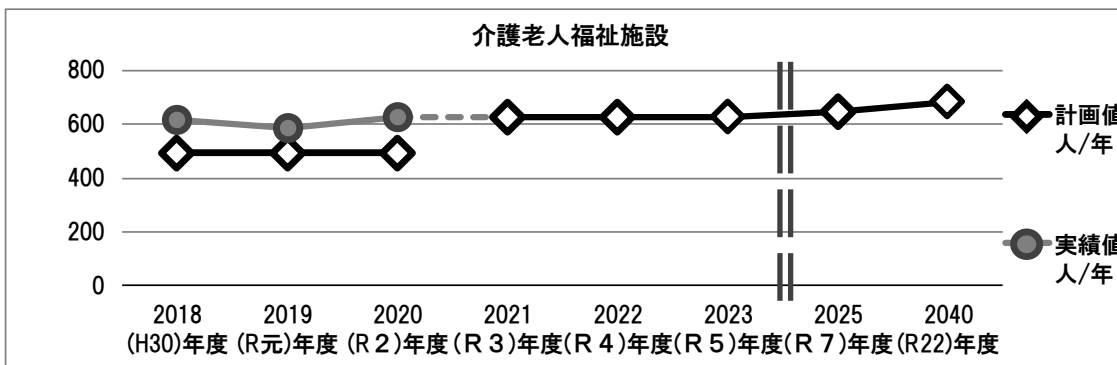
※令和2年度実績は推計値

4 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、日常生活で常時介護が必要な方で、在宅では適切な介護が困難な高齢者が入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話等を受ける施設です。
- 今後も、入所待機者の解消を図るため、町外施設の利用も含め、必要なサービス量の確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護老人福祉施設	計画値	人/年	492	492	492	624	624	624	648	684
	実績値	人/年	614	587	624					
	達成率	%	124.8	119.3	126.8					



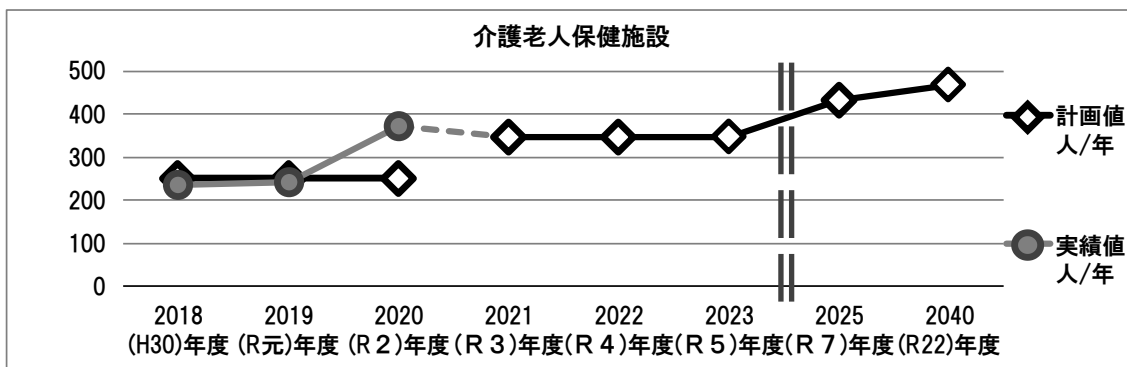
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 介護老人保健施設

- ・ 介護老人保健施設は、症状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が自宅に戻ることができるよう、リハビリや介護を受ける施設です。
- ・ 今後も利用者の増加が予想されることから、町外施設の利用も含めたサービスの確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護老人 保健施設	計画値	人/年	252	252	252	348	348	348	432	468
	実績値	人/年	235	241	372					
	達成率	%	93.3	95.6	147.6					



※令和2年度実績は推計値

(3) 介護医療院

- ・ 医療療養病床と介護療養型医療施設の転換先として新設された施設サービスです。
- ・ 日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能、生活施設としての機能を備えます。
- ・ 国の動向等や町内のニーズを踏まえながら、体制を検討します。

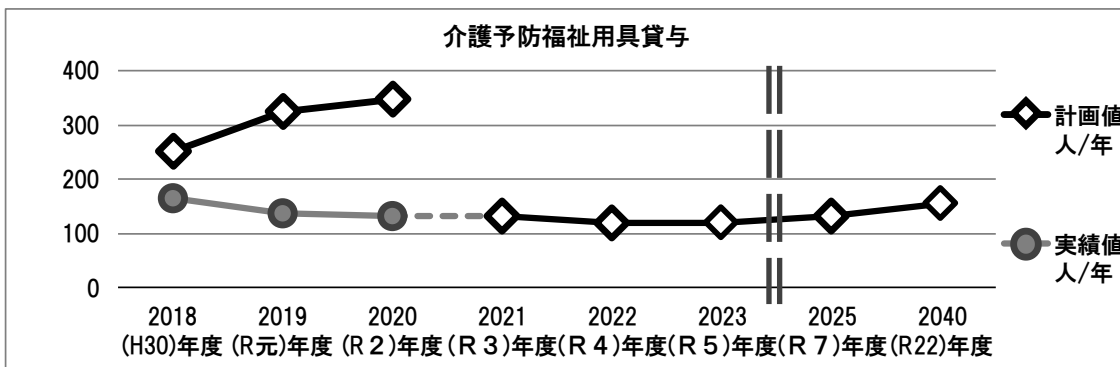
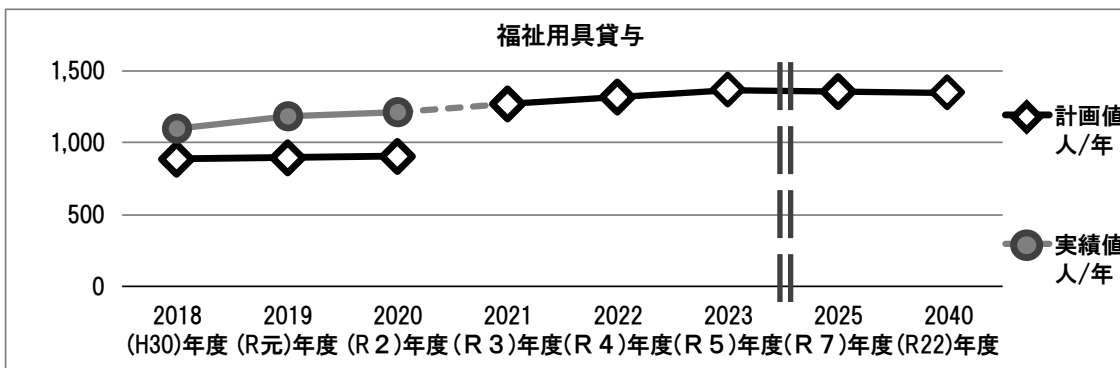
サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
介護医療院	計画値	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

5 その他サービス

(1) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・ 特殊寝台や車いす等の貸与を行うサービスです。
- ・ 介護予防サービスは一定数の利用があり、今後も利用者への継続的な情報提供を行い、必要な方への利用促進を図ります。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
福祉用具貸与	計画値	人/年	888	900	912	1,272	1,320	1,368	1,356	1,464
	実績値	人/年	1,096	1,181	1,212					
	達成率	%	123.4	131.2	132.9					
介護予防福祉用具貸与	計画値	人/年	252	324	348	132	120	120	132	168
	実績値	人/年	166	137	132					
	達成率	%	65.9	42.3	37.9					



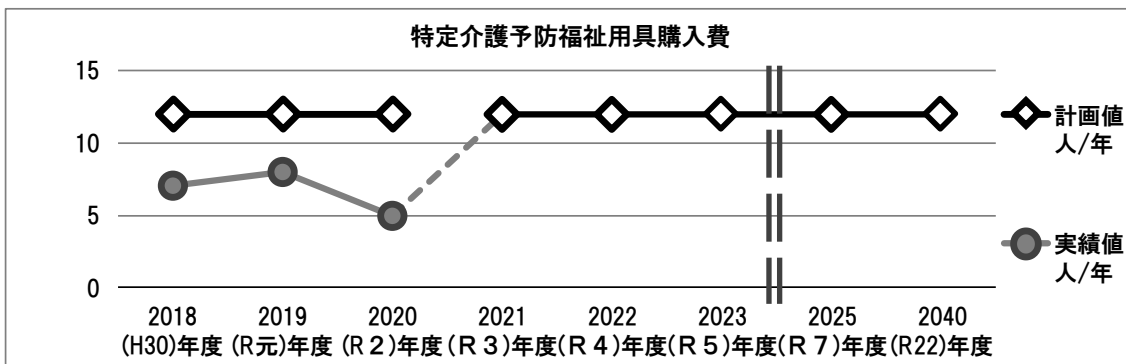
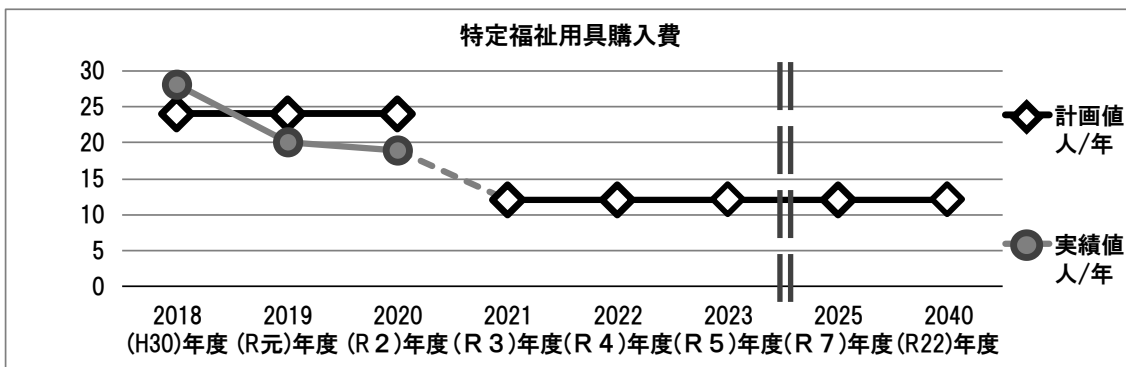
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

- ・ 入浴や排泄に使用する物品について、年間 10 万円を限度に、購入費の 9割を支給するサービスです。
- ・ 今後も利用者への継続的な情報提供を行うとともに、利用の促進を図ります。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
特定福祉用具購入費	計画値	人/年	24	24	24	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	28	20	19					
	達成率	%	116.7	83.3	79.2					
特定介護予防福祉用具購入費	計画値	人/年	12	12	12	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	7	8	5					
	達成率	%	58.3	66.7	41.7					



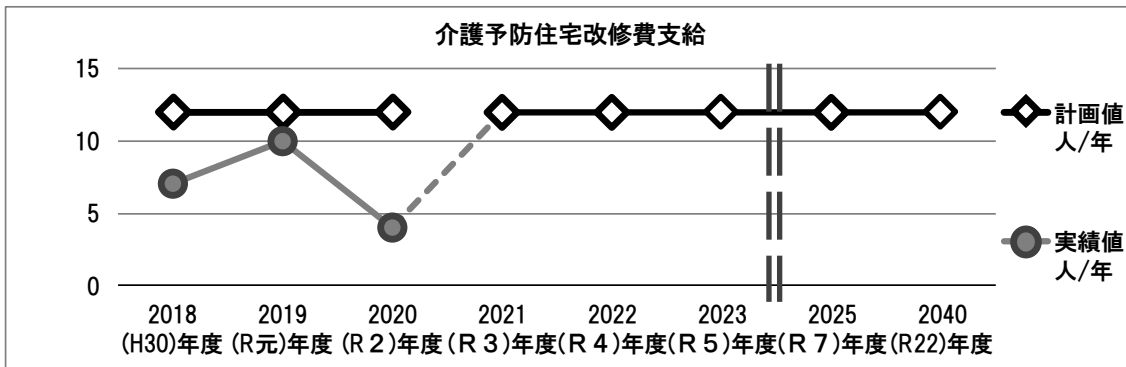
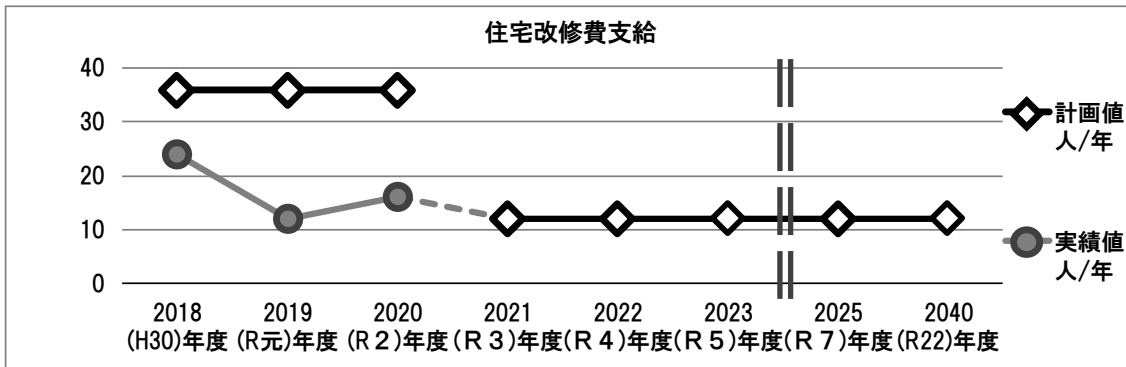
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(3) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 住宅改修は、手すりの取付け、段差の解消等を行ったとき、1住宅20万円を限度に、改修費の9割を支給するサービスです。
- 本人の日常生活動作に適用した改修となるよう、工事内容の相談に対しては、個別に対応していきます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
住宅改修費支給	計画値	人/年	36	36	36	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	24	12	16					
	達成率	%	66.7	33.3	44.4					
介護予防 住宅改修費支給	計画値	人/年	12	12	12	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	7	10	4					
	達成率	%	58.3	83.3	33.3					

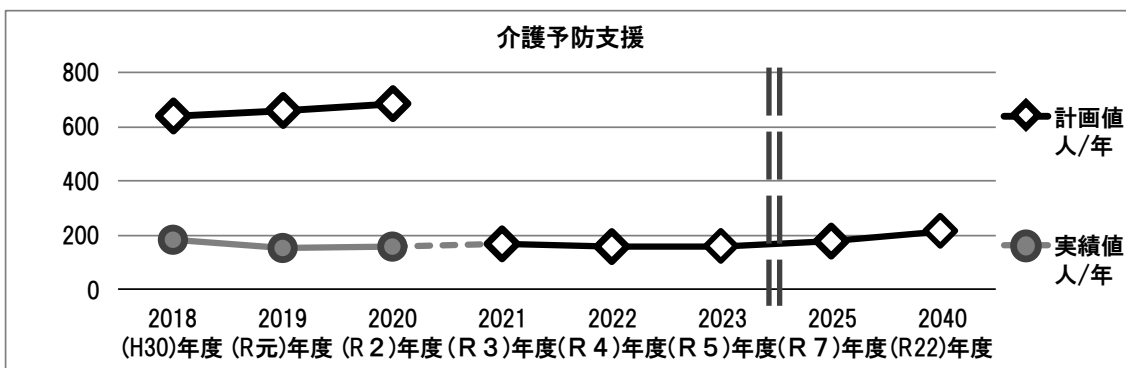
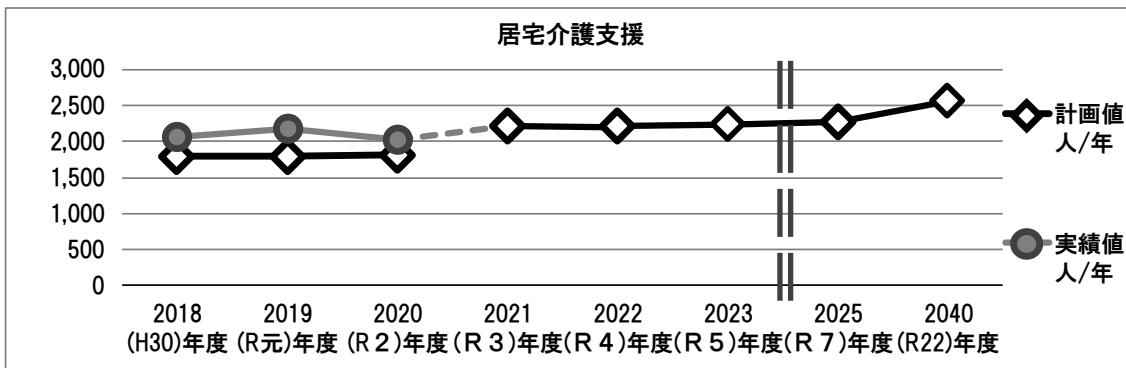


※令和2年度実績は推計値

(4) 居宅介護支援・介護予防支援

- ・ 居宅介護支援は、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。
- ・ 介護予防支援は、本人ができることをとともに見つけ、主体的な活動や社会参加を促進できるよう、介護予防サービス計画の作成等を行うサービスです。
- ・ 要介護者の状況に応じた適切なサービス計画の作成に努めるとともに、安定したサービスの提供が図れるよう、事業者の確保に努めます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
居宅介護支援	計画値	人/年	1,800	1,800	1,824	2,220	2,208	2,232	2,268	2,556
	実績値	人/年	2,056	2,172	2,028					
	達成率	%	114.2	120.7	111.2					
介護予防支援	計画値	人/年	636	660	684	168	156	156	180	216
	実績値	人/年	182	152	156					
	達成率	%	28.6	23.0	22.8					



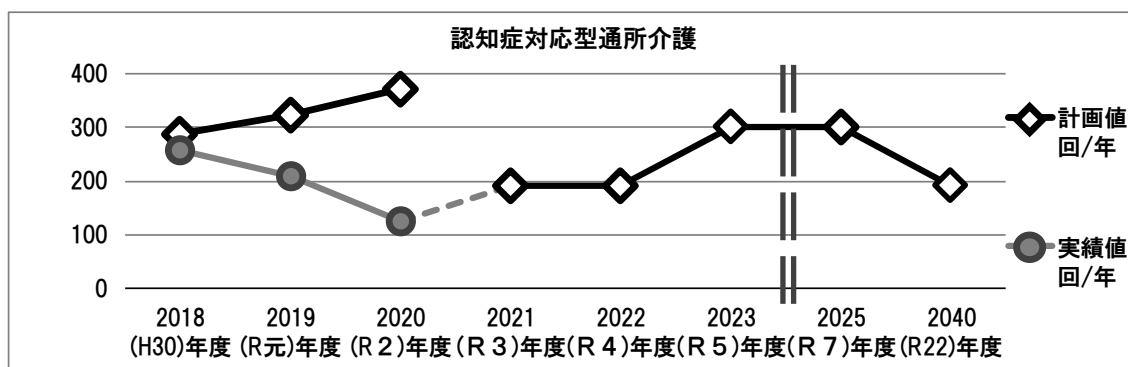
※令和2年度実績は推計値

第3節 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所介護

- ・ 認知症のある高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
- ・ 一定のサービス量の確保を図り、必要な方への利用を促していきます。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
認知症対応型 通所介護	計画値	回/年	288	324	372	192	192	300	300	192
	実績値	回/年	257	208	125					
	達成率	%	89.2	64.2	33.6					



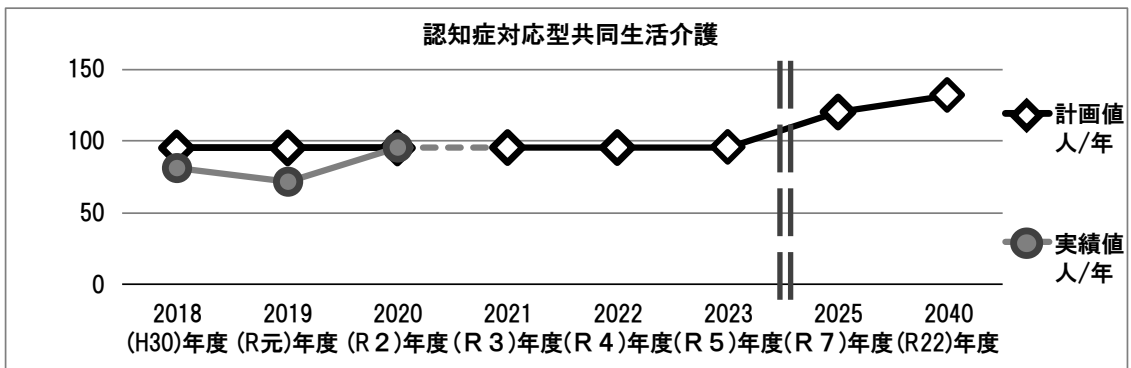
※令和2年度実績は推計値

第4章 介護保険対象サービスの充実

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- ・ 認知症のある高齢者がグループホームで共同生活をしながら、食事・入浴等の日常生活の世話等を受けるサービスです。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
認知症対応型 共同生活介護	計画値	人/年	96	96	96	96	96	96	120	132
	実績値	人/年	81	72	96					
	達成率	%	84.4	75.0	100.0					

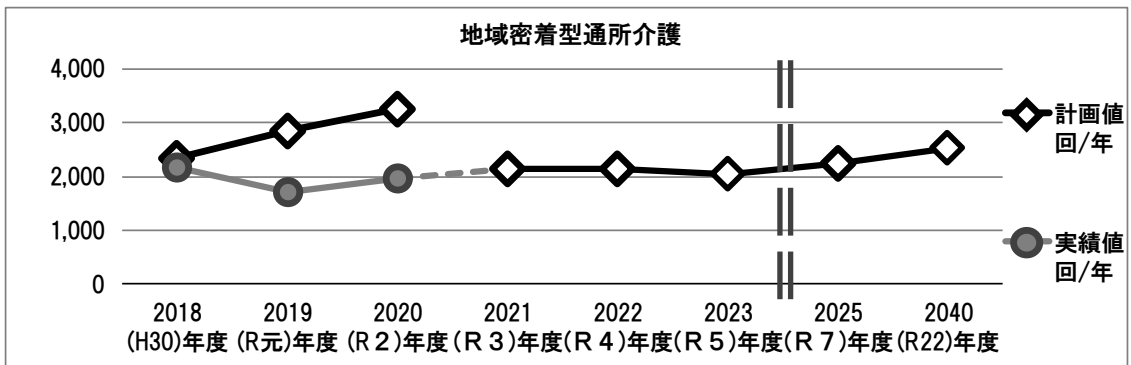


※令和2年度実績は推計値

(3) 地域密着型通所介護

- ・ 定員が18人以下の通所介護事業所については、2016(平成28)年度から地域密着型サービスとして提供しています。

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2025 (R7)年度	2040 (R22)年度
地域密着型 通所介護	計画値	回/年	2,350	2,861	3,251	2,136	2,136	2,040	2,232	2,520
	実績値	回/年	2,174	1,720	1,957					
	達成率	%	92.5	60.1	60.2					



※令和2年度実績は推計値

第5章 介護サービス利用者・保険料の推計

第1節 介護サービス利用者の推計

1 要支援・要介護認定者の推計

令和2年度から令和5年度にかけての要支援・要介護認定者数及び認定者の出現率については、今後の後期高齢者の増加見込みに伴い、次のように予想されます。

■ 要支援・要介護度別の認定者数の推計 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護・要支援 認定者合計	404	419	424	432
要支援1	18	22	22	22
要支援2	61	56	54	56
要介護1	91	87	82	79
要介護2	84	93	94	93
要介護3	58	64	70	73
要介護4	63	62	64	66
要介護5	29	35	38	43
第1号被保険者数	2,035	2,068	2,076	2,087
出現率	19.9%	20.3%	20.4%	20.7%

2 所得段階別第1号被保険者の推計

保険料は、所得段階に応じて設定した負担割合を基に、所得の少ない方において負担が小さくなるような形で設定を行います。所得段階の区分けについては、第7期計画を踏襲し、9段階での設定を行う予定です。

保険料は、各サービス・事業等にかかる給付費等の費用の合計を、所得段階別加入者割合補正後被保険者数で割って算出しています。

■ 所得段階別第1号被保険者の推計

(単位：人)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第1号被保険者数		2,068	2,076	2,087
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	323	324	326
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	115	116	116
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	126	126	127
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	337	339	341
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	322	323	325
第6段階	●本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	345	347	347
第7段階	●本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	301	302	304
第8段階	●本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	123	123	124
第9段階	●本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	76	76	77
所得段階別加入割合補正後被保険者数 [C]		2,087	2,094	2,106

3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数の合計は、6,287 人となります。

第2節 第8期保険費用の推計

1 介護保険の財源

介護保険サービスの利用料のうち、利用者負担は原則1割(65歳以上のうち、一定以上の所得のある利用者については2割または3割負担)となっており、残りの9割(または8割・7割)は介護給付費を充てることとなります。

この残りの9割(または8割・7割)の介護給付費の内訳はサービスの種類ごとに異なっており、以下のような内訳で公費および保険料から負担することとなります。

(%)	公費				保険料	
	市	県	国	国の調整 交付金	第1号 被保険者	第2号 被保険者
介護給付費(施設除く)	12.5	12.5	20.0	5.0	23.0	27.0
介護給付費(施設サービス)	12.5	17.5	15.0	5.0	23.0	27.0
地域支援事業費 (介護予防事業・総合事業)	12.5	12.5	20.0	5.0	23.0	27.0
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	19.25	19.25	38.5	-	23.0	-

2 保険料算出

① 第1号被保険者負担相当額の算出

介護給付・介護予防給付等の合計である標準給付費と、地域支援事業費を合計し、令和3年度～5年度の3年間の介護や予防にかかる費用の総額を計算します。

このうち、第1号被保険者負担分は前ページの表の通り23.0%のため、0.23を掛けて第1号被保険者負担相当額を算出します。

		第8期	(参考) 第7期
標準給付費 [A]		1,899,890,343	1,524,935,080
	総給付費（介護給付・介護予防給付）	1,792,808,000	1,399,805,080
	特定入所者介護サービス等給付額	70,610,503	90,000,000
	高額介護サービス費等給付額	34,979,995	30,960,000
	高額医療合算介護サービス等給付額	192,395	3,000,000
	算定対象審査支払手数料	1,299,450	1,170,000
地域支援事業費 [B]		56,166,750	37,500,000
	介護予防・日常生活支援総合事業費	52,057,983	33,000,000
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	2,578,035	4,500,000
	包括的支援事業（社会保障充実分）	1,530,732	
第1号被保険者負担相当額 [D] ([A]+[B]) × 0.23		449,893,131	359,360,068

② 保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため、「調整交付金」「介護給付費準備基金」等の要素を加味して、第1号被保険者が負担する全体額を計算します。

（「財政安定化基金拠出金」等、神崎町において数値が0となっている項目については、表中への掲載を省略しています）

		第8期	(参考) 第7期
第1号被保険者負担相当額 [D]		449,893,131	359,360,068
調整交付金相当額 [E]		97,597,416	77,896,754
調整交付金見込額 [I]		106,244,000	76,976,000
準備基金取崩額 [M]		30,459,737	18,300,000
保険料収納必要額 [L] [D]+[E]-[I]-[M]		410,786,811	341,980,822

③ 保険料基準額(年額および月額)の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料(年額)を求めます。

	第8期	(参考) 第7期
保険料収納必要額 [L]	410,786,811	341,980,822
予定保険料収納率 [N]	99%	99%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 [C]	6,287	6,398
保険料基準額(年額) $[L] \div [N] \div [C]$	66,004	54,000
保険料基準額(月額) 年額 \div 12	5,500	4,500

令和3年度から令和5年度の介護保険サービスにかかる費用を推計した結果から、本町における第8期の介護保険料基準額は月額5,500円となります。

(1) 低所得者在宅介護サービス利用者負担軽減対策事業

- 介護保険の適切な運営のために、国・県等の補助制度の利用を図るほか、近隣市町村や各事業者、ケアマネジャー等関係者との連携により、低所得者に対し適切なサービス提供が行われるよう努めます。

(2) 給付適正化の推進

- 国の「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえるとともに、県とも連携をとりながら、要介護認定結果の点検、医療情報との突合、介護給付費通知、介護サービス事業所に対する指導監督の実施等、今後も積極的に適正化の取り組みを進めていきます。

第6章 日常生活支援・地域福祉の充実

第1節 日常生活への支援

(1) ホームヘルパーの派遣

- ・ 在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣に努めます。

(2) 外出支援サービス事業

- ・ 高齢者及び身体障害者等で、一般の交通機関の利用が困難で通院に要する送迎に支障をきたす方に対し、リフト付きバスを運行して介助を行います。
- ・ 要介護高齢者等がタクシーを利用する場合に、運賃の一部を助成します。

■ 外出支援サービス事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
移送サービス 延利用回数	回	96	93	48	48	48

※町社会福祉協議会事業

(3) 配食サービス事業

- ・ 在宅の高齢者のみの世帯等で調理が困難な高齢者に対して、定期的に配食サービスを行うとともに、当該利用者の安否確認を行います。
- ・ ボランティア活動の推進を図りながら体制の強化を図っていきます。

■ 配食サービス事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
配食サービス 利用実人数	人	4	3	2	3	3
延利用回数	回	191	217	194	216	216

※町社会福祉協議会事業

(4) 訪問理容サービス

- ・ 在宅高齢者で介護を要する方、障害により理容店に出向くことが困難な方に対して在宅で手軽に利用できるようにするため、出張料金の助成を行います。
- ・ これまで訪問での利用を事業として位置付けてきましたが、理容店の送迎サービスによってニーズが満たされているため、事業内容の移行・変更について検討を行っています。

(5) 高齢者日常生活用具の貸付

- ・ 病院等を退院し在宅療養を行う(早急に用具を必要とする)高齢者に対し、エアーマット、歩行器、電動・手動ベッド、車イス等の日常生活用具を貸付けることにより、在宅生活を支援します。

■ 高齢者日常生活用具の貸付の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
貸付件数	件	44	33	36	36	36

※町社会福祉協議会事業

(6) 緊急通報体制等整備事業

- ・ ひとり暮らし高齢者が日常生活を安心して暮らせるよう、緊急通報装置の設置や要援護者台帳システムを整備し、民生委員及び近隣の協力員により緊急時に迅速な通報ができるよう体制の充実に努めます。

■ 緊急通報体制等整備事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
緊急通報システムの整備	件	13	16	40	50	60

(7) 生活支援サービス事業

- 在宅高齢者で日常の清掃、家事、洗濯、買い物等が困難な家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。

■ 生活支援サービス事業の実施目標

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
延利用人数	件	142	144	167	150	150

※町社会福祉協議会事業

第2節 地域福祉活動の推進

(1) 地域関係団体との連携

- 地域に密着した福祉活動の推進を図るため、地域福祉の中心的な担い手としての町社会福祉協議会の充実に向けて支援を行います。
- 町社会福祉協議会、民生委員・児童委員や区役員、老人クラブ、福祉ボランティア団体等による「高齢者見守り体制」を築き、地区内で高齢者保健・福祉の支援体制の確立に努めます。
- NPOの活動支援を行うとともに、ボランティア団体と連携した活動を推進します。
- 積極的に介護福祉に関わるボランティアを育成するとともに、福祉団体が新たな事業に取り組み、継続的・安定的に運営できる体制の整備支援に努めます。

(2) 福祉ボランティア活動の推進

- 町社会福祉協議会と連携して、ボランティアセンター機能及び神崎町ボランティア連絡協議会の充実を図ります。
- 広く町民にボランティア意識の啓発を図り、各種ボランティア団体やその活動について周知し、ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- 移送サービスにおける有償ボランティアについて人員確保を行うことを中心に、有償ボランティア・ボランティアポイント制度等の検討を行います。

(3) 福祉人材の育成・確保

- 介護家族教室やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉人材の育成・確保に努めるとともに、ホームヘルパーの安定的な充足に努めます。
- 保健師、看護師、管理栄養士等の人材確保に努め、研修による資質の向上を図ります。

(4) ICTの導入等、介護現場革新にかかる取り組み

- 介護人材の確保・ICTの導入等、介護現場革新にかかる取り組みについて、先進事例を研究し、神崎町において取り組むべきものについて検討します。

(5) 地域福祉意識の高揚

- 福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、生涯学習活動や関係機関との連携のもと、研修会の開催や広報等による啓発活動の充実努めます。

第7章 安心できる保健・医療体制の充実

第1節 保健サービスの充実

(1) 健康づくり運動の推進

- 健康増進法の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、国の「健康日本 21」や、県の「健康ちば 21」の健康課題・目標に基づき、健康的な生活習慣づくりや疾病予防に向けた取り組みを推進します。

(2) 健康手帳の交付・活用促進

- 40歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、日頃の健康管理を把握するうえからも、健康手帳への記載とその有効活用を促進していきます。

(3) 特定健康診査

40歳から74歳

- 40歳から74歳の神崎町国民健康保険の被保険者の方に、特定健康診査を実施し、生活習慣改善が必要な方に特定保健指導を実施します。
- 未受診者への受診勧奨や、健診の結果要指導となった方への事後指導の取り組みを強化します。

■ 特定健康診査の実施率

	単位	実績値		(見込)	目標値	
		H30	R元	R2	R5	R7
実施率	%	40.7	40.1	35.0	(60)	(60)
カッコ内は目標値		(45)	(50)	(54)		

75歳以上

- 後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防に繋げるため、原則75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。
- 未受診者への受診勧奨に努めます。

(4) 特定保健指導

- 特定健康診査の結果、生活習慣改善が必要な方で40歳から74歳の方を対象に、健康への意識づけや生活改善の啓発、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施します。

(5) 健康教育

- 生活習慣病を予防するため、個別健康教育を行います。また、継続的なフォローができる体制づくりに努めます。
- 集団健康教育では、健康づくり教室で管理栄養士・保健師等による適切な食生活指導や運動指導を行います。

(6) 健康相談

- 40歳以上の方を対象に、保健師等が心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言及び指導を行います。
- 「健康相談ダイヤル24」では、医師、保健師、看護師が、町民の健康や医療、介護等に対する様々な相談に24時間対応します。
- 心身の相談の充実を図るため、保健師、管理栄養士等の人員確保に努めます。

(7) 歯科保健事業の推進

- 8020（ハチマルニイマル）運動^{*1}を推進し、歯周病疾患予防に重点をおいた歯科検診を充実するとともに、かかりつけ歯科医を持つよう啓発に努めます。

(8) がん検診

- 早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、胃がん、肺がん、大腸がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上の女性、乳がんについては30歳以上の女性を対象に検診を行います。
- 未受診者や要精密検査対象者への受診勧奨を積極的に行います。

^{*1} 8020 運動：長寿社会において「80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことで豊かな人生を」という考えのもとに、国と日本歯科医師会により提案された運動。

第2節 医療体制の充実

(1) 地域医療・救急医療体制の充実

- 高齢者が地域で安心して生活できるよう医師会や町内外の医療機関と連携し、救急・休日・夜間を含めた地域医療・救急医療体制の充実に努めます。

(2) かかりつけ医制度の普及

- 高齢者の日常的な診療や健康管理を行う「かかりつけ医」制度の普及を図ります。

(3) 医師会・医療機関との連携

- かかりつけの医師を中心として、医療及び介護施設と在宅サービスとの連携を図りながら、高齢者等のニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

第8章 高齢者が住みよいまちづくり

第1節 高齢者の就業と生きがいづくりの支援

(1) 雇用機会の拡大と生きがい対策

- 働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、関係機関との連携を深めるとともに、シルバー人材センター事業の充実と高齢者の人材登録の促進を図ります。
- 定年延長や再雇用制度に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、就労相談体制の充実や職業情報提供の充実等に努めます。

(2) 老人クラブ活動の促進

- 老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者によるボランティアを活用し、地域社会への参加を促進します。
- 老人クラブ活動の担い手となるリーダーの育成を図ります。

(3) 生涯学習の推進

- 生涯学習に関する学習情報の提供や相談活動の充実を図ります。
- 神崎ふれあいプラザを活動拠点施設として、町民参加型の学習活動を展開し、高齢者が参加しやすい事業の創出に努めます。

(4) 生涯スポーツの推進

- 健康づくり日常化運動の推進を図るため、歩け歩け運動等の健康づくりプログラムの拡充を保健事業と連携を図って進めます。
- 年齢やライフスタイルに応じた多種多様なスポーツ教室、スポーツ大会等の拡充を図るとともに、高齢者対象のスポーツプログラムの充実に努めます。

第2節 高齢者に住みよい環境づくり

(1) 公共施設等の整備

- 公共施設において、自動ドアやエレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等、高齢者の利用に配慮した整備を図っていきます。
- 民間建築物についても、高齢者等に利用しやすい建物となるよう、啓発・広報活動を行います。

(2) 公共交通の利便性の向上

- JR成田線の複線化の促進、増便等について、沿線市町との連携を図りながら関係機関に働きかけていきます。
- 道の駅発酵の里こうざきから乗降車できる高速バスについて、増便等を含めさらなる利便性の向上に努めていきます。
- 循環バス運営委員会で循環バスのルートや時刻等を検討し、利用者の視点に立ち、ニーズに即した循環バスの運行に努めます。
- 高齢者の交通利便を保ち、社会参加を促進し、福祉の向上を図るために創設した福祉タクシー事業のさらなる充実を図ります。
- 食料品や生活用品等の買い物が困難な高齢者等に対し、買い物支援策として、循環バス事業や福祉タクシー事業のさらなる充実に加え、デマンド交通等の新たな交通手段の検討や買い物支援対策などを検討し、交通弱者対策を講じます。

(3) 交通安全施設の整備

- 通学路等を重点に、歩道の整備を進めます。
- 歩道の確保の難しい道路は、カラー舗装等により歩行者の安全を図ります。
- 交差点等の危険箇所については、カーブミラー、ガードレール、道路照明等の交通安全施設の計画的な整備を進めます。

(4) 高齢者に快適な住宅づくり

- 高齢者が安全に快適に住むことができる住宅づくり等に対しての相談機能・アドバイス機能の整備や情報提供の充実を目指します。

第3節 高齢者の安全対策の推進

(1) 交通安全教育等の推進

- 警察等関係団体と連携を図りながら、老人クラブ等を通して交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上に努めます。
- 運転免許証の自主返納をした高齢者に対して、福祉タクシー事業のさらなる利用促進に努めます。

(2) 防犯対策の充実・強化

- 防犯パトロール車による巡回や、地域ボランティアによる見回り等を行い、関係団体や関係機関と連携を図りながら、地域や高齢者の防犯意識の高揚を図ります。

(3) 避難行動要支援者対策の充実

- 地域における高齢者等の避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、災害・緊急時に必要な情報が伝わるよう各自治会、民生委員、消防団、ボランティア等の活動を通じて地域における協力体制の構築を図ります。

(4) 消費者対策の推進

- 消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談活動を充実し、消費者の保護と被害の未然防止に努めます。

第9章 計画の推進体制

第1節 情報提供・相談体制の充実

(1) 情報提供体制の充実

- 地域包括支援センター、町保健福祉課、町社会福祉協議会の連携を密にし、相談・情報提供等、町民が利用しやすい体制をつくります。
- 広報紙やパンフレットの作成、配布と併せ、各種集会の場や保健・福祉サービスの場、ホームページ等を活用した周知活動を展開します。

(2) サービス提供事業者との連携

- 介護保険事業の実践者としてのサービス提供事業者とも積極的な情報交換を進め、事業者からの積極的な情報提供を促します。
- 地域包括支援センターを核として、特別養護老人ホーム等、保健・福祉・医療施設、サービス提供事業者、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等による地域ケア会議を通じて連携を図り、高齢者保健福祉サービスの総合調整に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

- 高齢者の多種多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターを核として、町保健福祉担当課や保険・年金担当課、民生委員・児童委員、サービス提供事業者等が連携して相談に対応するとともに、情報の共有化を進めます。

(4) 利用者の権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない方や身体上の障害のため、権利の主張・行使が困難な方が、安心して日常生活が送れるよう支援する権利擁護を積極的に推進します。
- 成年後見制度^{*1}の活用の仕方について普及・啓発を進めるとともに、地域包括支援センターが窓口となり、判断能力の不十分な成年者の権利擁護のための支援を行います。

^{*1} 成年後見制度：認知症高齢者等、判断能力の不十分な成年者の権利を擁護するための制度で、不動産や重要な財産の処分、介護契約や施設入所契約等の場合に、各人の判断能力の程度に応じて援助を行う制度。

第2節 持続可能な計画の推進と進行管理

現状と課題

- 多様化する高齢者のニーズに対応し、本計画の円滑な推進を図るためには、庁内体制の連携を強化し、総合的なサービスの実施と事業の適切な執行管理に努めていく必要があります。また、高齢者自身や地域社会、関係団体、社会福祉協議会がそれぞれの立場で、一定の役割を果たしながら、地域における高齢者の自立した生活を支援していくことが重要です。
- サービス手続き等に関して、高齢者が気軽にサービスを利用できるよう簡素化に努めていく必要があります。

施策の基本方針

(1) 庁内体制の充実

- 保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育委員会、住宅、雇用対策等の高齢者に関する関係各課が情報面の連携を強化しながら、行政における情報の共有化・窓口の一本化等による事務の効率化と、総合的なサービス実施を図ります。
- 一部事務組合等の広域組織の連携により、社会福祉施設や消防・救急等との連携を強化します。

(2) 本計画推進のための各取り組み主体の役割

- 本計画の円滑な推進を図るため、高齢者、地域社会、関係団体、社会福祉協議会、福祉施設、町においては、それぞれの立場に応じた役割を果たしていくことが期待されます。

■ 高齢者の役割

- 高齢者自らが自立の精神を持ち、自らできることは積極的に行う。
- 世代間交流に努める。
- 健康づくり講座や健康診査を積極的に受ける。
- 学習や趣味活動に積極的に取り組み、生きがいのある生活の創造に努める。

■ 地域社会の役割

- 世代間の交流を通じて、相互の理解を深め、助け合いの心を育む。
- 地域ぐるみで在宅介護・社会参加を支援する体制づくりを進める。

■ 医療機関の役割

- 早期の在宅復帰に向けて、退院後の生活を支えるため、質の高い医療や看護の充実を図るとともに、介護サービスとの連携に努める。
- リハビリが必要な患者が、身近な地域でリハビリを受けることができるように、サービスの提供体制を整備する。

■ 団体(老人クラブや住民、産業、労働、保健、福祉等各種団体)の役割

- ボランティア活動やコミュニティ単位（小・中学校区）での助け合いへの主体的な参加を進める。
- 高齢者との交流及び高齢者の地域活動やボランティア活動の開発と支援に努める。
- 会員や家族に保健や福祉の制度を周知し、適切な利用の促進を図る。

■ 社会福祉協議会等の役割

- ボランティア活動や共助活動の啓発・支援に努める。
- 利用者のニーズにきめ細かく対応した、柔軟な方法による良質なサービスを提供する。

■ 福祉施設の役割

- 入所者の「生活の場」としての処遇の向上を図るとともに、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの拠点としての施設の運営を進める。

■ 町の役割

- 高齢者の保健福祉施策の充実や施設整備への支援・協力を努める。
- 保健福祉の制度の周知や利用意識、健康づくりの啓発に努める。
- 地域の連帯意識の醸成とコミュニティ単位での助け合いの啓発、ボランティア活動や地域福祉活動の支援に努める。
- 相談・情報提供体制の充実を図る。

(3) 事業の適切な執行管理

- 住民に対し適切な情報公開を行うとともに、福祉サービス利用者の意見を反映し、より良いサービスのためサービス評価システムの構築を検討します。

(4) サービス手続きの簡素化

- スムーズなサービス利用を促進するため、居宅サービス実施機関や地域包括支援センターの相談機関、民生委員等を通じたサービス利用希望者の的確な把握と申請手続きの簡素化に努めます。

(5) 計画の進行管理

- 本計画の達成状況の点検・評価を行うため、毎年度、介護保険事業の実施にかかる情報を公表し、町民に積極的に提供することで、町民からの意見を把握しながら、事業の点検・評価・改善等の仕組みづくりを行います。
- 高齢者保健事業に関しては、健康教育、健康相談等において事業を実施した後に効果判定、評価を行う体制を整備して、事業の再点検を行いながら、効率的・効果的な保健福祉サービスの充実に取り組みます。

第8期 神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～5年度)

発行年：令和3年3月

発行：神崎町

編集：保健福祉課

住所：〒289-0221 千葉県香取郡神崎町神崎本宿96番地

TEL：0478-72-1601 (代表)